

下田地区消防組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(宿日直手当の支給)</p> <p>第49条 条例第20条に規定する宿日直勤務とは、条例第2条に規定する正規の勤務時間以外の時間及び同条例第5条に規定する日に本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類の保全、外部との連携、文書の收受及び庁舎の監視を目的とする勤務をいう。</p> <p>2 宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき <u>4,200円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合はその勤務1回につき <u>2,100円</u>とする。</p> <p>3 【省略】</p>	<p>(宿日直手当の支給)</p> <p>第49条 条例第20条に規定する宿日直勤務とは、条例第2条に規定する正規の勤務時間以外の時間及び同条例第5条に規定する日に本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類の保全、外部との連携、文書の收受及び庁舎の監視を目的とする勤務をいう。</p> <p>2 宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき <u>4,400円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合はその勤務1回につき <u>2,200円</u>とする。</p> <p>3 【省略】</p>

